

医療通訳派遣システム事業協定書

特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ 理事長 松野 勝民（以下「甲」という。）、公益社団法人神奈川県医師会 会長 菊岡 正和（以下「乙」という。）、一般社団法人神奈川県歯科医師会 会長 鈴木 駿介（以下「丙」という。）、公益社団法人神奈川県薬剤師会 会長 鶴飼 典男（以下「丁」という。）、公益社団法人神奈川県病院協会 会長 新江 良一（以下「戊」という。）及びかながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会 会長 兄内 宏（以下「己」という。）とは、医療通訳派遣システム事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく医療通訳派遣システム事業（以下「事業」という。）の実施にあたって、次のとおり協定を締結する。

（課題認識・目的の共有）

第1条 甲、乙、丙、丁、戊及び己（以下「協定締結団体」という。）は、次のとおり課題認識・目的を共有する。

- (1) 日本語を母語としない外国籍患者が言葉の壁により、医療機関における受診に不安を抱いているという状況は、早急に解決されなければならない。
- (2) 人の生命と健康にかかわるこのような生活上の基本的な課題の解決に向けて、民間団体、ボランティア、外国籍県民、医療機関、医療関係団体、行政機関は連携・協働して、医療通訳派遣システムに取り組む必要がある。
- (3) 前記課題解決に向けた取組みとして、標記事業の円滑な実施と推進を図るものとする。

（情報の共有）

第2条 協定締結団体は、事業の実施に必要な情報及び関連する情報を共有する。

（事業の概要）

第3条 協定締結団体は、次の事業の実施にあたり、各々の役割分担に応じた協力を行うものとする。

- (1) 事業概要 日本語を母語としない外国籍県民患者が安心して医療を受けられるように、協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳相談窓口のコーディネーターが、専門知識及び技能を持った医療通訳スタッフを派遣するシステムを運営する。

なお、派遣に係る医療通訳スタッフの謝礼単価は1件2時間あたり3,240円を基本とし、協定医療機関及び対象言語については協議しながら随時増やすものとする。

- (2) 事業内容 ア 協定医療機関からの依頼を受けて行う医療通訳スタッフの派遣調整及び派遣業務

・調整場所 医療通訳相談窓口

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター

・派遣調整する者 甲の推薦を得て、己が委嘱したコーディネーター

・派遣場所 協定医療機関

- イ 医療通訳スタッフ等の養成研修業務

医療通訳スタッフ等の公募・登録、医療通訳スタッフ等の研修

- (3) 事業期間 着手 平成30年4月1日

完了 平成31年3月31日

ただし、第7条により、有効期限が延長される場合には、事業期間も延長されるものとする。

(役割分担と責任分担)

第4条 協定締結団体は、次に掲げる役割を各々分担し、各々が分担する役割について、各々の責任を負うものとする。

1 甲

- (1) 関係団体との連絡調整

医療通訳スタッフ・コーディネーター・民族コミュニティ・外国籍県民・関連のボランティア団体等との連絡調整、協定医療機関の勧誘・調整

- (2) 医療通訳スタッフの派遣

医療通訳スタッフの派遣、実績報告とりまとめ

- (3) コーディネート業務

コーディネーターの推薦、コーディネート業務（コーディネーターによる通訳スタッフ・協定医療機関スタッフとの連絡調整）

- (4) 医療通訳スタッフの公募

応募用紙の配布、応募受付

- (5) 医療通訳スタッフの推薦

登録票の作成、医療通訳スタッフの推薦

- (6) 医療通訳スタッフ等の研修

研修の企画、研修の協働実施

- (7) 経理事務

医療通訳派遣システム事業に係る経理事務

2 乙、丙、丁及び戊

協定医療機関の推薦、会員への本事業の周知及び協力依頼

3 己

(1) 関係団体との連絡調整

医療関係団体・医療機関・市町村等との連絡調整、協定医療機関の勧誘・調整

(2) コーディネート業務

コーディネーターの委嘱、コーディネートの際の提供、実績報告集計

(3) 医療通訳スタッフの公募

広報

(4) 医療通訳スタッフの登録

医療通訳スタッフの委嘱、身分証明書の作成

(5) 医療通訳スタッフ等の研修

研修の協働実施

(経費の分担)

第5条 事業に要する経費分担については、予算に基づく経費を負担する。

(相互協力及び協議)

第6条 協定締結団体は、相互に協力して事業を推進する義務を負うとともに、この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度速やかに、誠意を持って協議し、課題認識・目的の共有化及び情報の共有化等を図りながら解決するものとする。

(協定の有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、協定書の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定締結団体から参加機関からの特段の申し出がないときは、有効期限の翌日から年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ
理事長 松野 勝民

乙 公益社団法人神奈川県医師会
会長 菊岡 正和

丙 一般社団法人神奈川県歯科医師会
会長 鈴木 駿介

丁 公益社団法人神奈川県薬剤師会
会長 鵜飼 典男

戊 公益社団法人神奈川県病院協会
会長 新江 良

己 かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会
会長 兄内 宏